

岩倉市議会基本条例の検証シート(令和7(2025)年度)

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の達成状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第1条	(目的)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			
第2条	(定義)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			
第3条	(基本原則)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			
第4条	(議会の責務と活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。					
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行っている。</li> <li>本会議のライブ配信を年間を通して行った。</li> <li>本会議における字幕表示モニターの設置について検討した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>会議録反訳ソフトの導入について検討する。</li> <li>正副議長の所信表明に対する質疑応答について研究する。</li> <li>議員派遣の議決(視察・議会報告会等)について研究する。</li> <li>政務活動費の後払いについて研究する。</li> <li>特別委員会・協議会等の録画配信について検討する。</li> <li>ライブ・録画配信の効果について検証する。</li> <li>本会議における字幕表示モニターの設置について引き続き検討する。</li> <li>常任委員会のライブ配信について研究する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本会議及び常任委員会の録画配信について年間を通して行っている。</li> <li>3月定例会から庁内向けに限らず本会議のライブ配信を試行的に行った。</li> <li>全員協議会の録画配信について協議した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退席の意見表明の場について協議した。</li> <li>委員会のマイクシステムを更新した。</li> <li>本会議及び常任委員会の録画配信について年間を通して行っている。</li> <li>本会議のライブ配信を庁内向けに試行的に行った。(3月議会)</li> </ul>
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいトークを11回開催した。(議会サポーター対面5回・オンライン3回、商工会2回、議会報告会1回)</li> <li>議会報告会に関しては、9月定例会後に「決算の現状と今後に向けて」をテーマに行った。</li> <li>例年3月定例会前に行っていた議会報告会を4月に開催することとした。</li> <li>請願の処理の経過及び結果をホームページに掲載した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいトークについて改善する。(参加・発言のしやすさ、オンラインでの企画、女性・若者対象、開催要綱の改正等)</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいトークを11回開催した。(議会サポーター 対面5回・オンライン3回、市民活動団体1回、議会報告会2回)</li> <li>議会報告会に関しては、9月定例会後に前年度決算、3月定例会前に新年度予算への意見を求めるために行った。</li> <li>財務常任委員会は、議会報告会で市民から頂いた意見・質問等を委員会質疑に反映した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいトークを12回開催した。(議会サポーター 対面5回・オンライン3回、若者1回、市民活動団体1回、商工会1回、議会報告会1回)</li> <li>議会報告会に関しては、3月定例会前に新年度予算への意見を求めるために行った。</li> <li>財務常任委員会は、2月の議会報告会で市民から頂いた意見・質問等を委員会質疑に反映した。</li> </ul>
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩倉市議会BCPを改訂した。</li> <li>標準市議会傍聴規則の改正を機に、岩倉市議会傍聴規則の改正を検討した。</li> <li>岩倉市議会情報通信機器使用基準を策定した。</li> <li>岩倉市議会情報セキュリティポリシーを改正した。</li> <li>岩倉市議会電子情報システムの管理及び運営に関する規程の改正を検討した。</li> <li>岩倉市議会情報通信機器使用基準等の策定に伴い議場内でのパソコン等の使用に係る申し合せ事項は廃止した。</li> <li>議案等に含まれる個人情報の取扱いについて検討した。</li> <li>岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について(選挙公営のポスター上限額の引き下げ)を提案し、賛成多数で可決した。(9月定例会)</li> <li>第5次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しについての修正案を全員賛成で可決した。(12月定例会)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>議案に関連する条例等については、引き続き研究を進めていく。</li> <li>会議規則について調査・研究を行う。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩倉市議会BCPの改正について協議した。</li> <li>岩倉市自転車活用推進計画の検討状況について総務・産業建設常任委員会協議会にて説明を受けた。(令和6年9月12日)</li> <li>第3期岩倉市国民健康保険データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画について厚生・文教常任委員会協議会にて説明を受けた。(令和6年9月13日)</li> <li>議会基本条例(定義・災害対応)を検証し改正した。</li> <li>岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例を改正した。</li> <li>岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を改正した。</li> <li>岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱を改正した。</li> <li>「岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱」を改正し、定員規定を削除した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩倉市議会会議規則の改正について協議した。</li> <li>岩倉市議会委員会条例の改正について協議した(市の組織機構改革に伴う所管事項については改正した)。</li> <li>岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱の改正について協議した。</li> <li>委員会代表質問の申合わせ事項を改正した。</li> <li>岩倉市議会反問の実施に関する要綱を制定した。</li> <li>住民投票条例について勉強会を行った。</li> <li>要綱を公開するよう市に申し入れを行い、概ね公開された。</li> </ul>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。</li> <li>一般質問予定表及び代表質問予定表を作成し、傍聴者配布及びホームページ掲載を行っている。</li> <li>一般質問に使用する補足説明資料をライブ配信にあわせ、ホームページで公開した。</li> <li>代表質問の際、演壇に会派名、議員名の札を設置した。</li> <li>会期(案)をホームページにも掲載するようにした。</li> <li>本会議における字幕表示モニターの設置について検討した。(第4条第1号再掲)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>傍聴席からモニターが見にくいので、改修について検討する。</li> <li>委員会室での傍聴席用スピーカー設置について検討する。</li> <li>本会議における字幕表示モニターの設置について引き続き検討する。(第4条第1号再掲)</li> <li>傍聴者のタブレット利用について検討する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。</li> <li>一般質問予定表及び代表質問予定表を作成し、傍聴者配布及びホームページ掲載を行っている。</li> <li>一般質問の際、質問者の氏名が分かるよう質問席に議員名札を設置した。</li> <li>一般質問の質問者撮影の画角を見直した。</li> <li>本会議の録画配信に目次をつけて閲覧しやすくした。</li> <li>本会議の録画配信の画質を改善した。</li> <li>一般質問に使用した補足説明資料をホームページで公開することとした。(3月定例会)</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。</li> <li>一般質問予定表を作成した。</li> <li>一般質問の録画配信のタイトルに議員名を掲載し、分かりやすくした。</li> </ul>
第5条 (議員の責務と活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。						
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会において委員間討議を行った(9月定例会厚生・文教常任委員会、12月定例会第5次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しに係る審査特別委員会)。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改めて、本会議における議員間討議のあり方について検討する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会において委員間討議を行った(6月定例会厚生・文教常任委員会、9月定例会厚生・文教常任委員会、12月定例会総務・産業建設常任委員会及び厚生・文教常任委員会)。</li> <li>請願審議の際、委員外議員(紹介議員)が発言する場を設けた(3月定例会総務・産業建設常任委員会)。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会において委員間討議を行った。</li> </ul>
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動すること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>監査委員の複数年任期について調査する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
第6条 (議員研修の充実強化)						
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制執務研修を実施した(令和7年11月21日)。</li> <li>議会改革をテーマとした他市町議会からの視察(計11市町)に3班に分けた議員で対応した。視察に来庁した他市町議会から取組内容等を積極的に聞き取り、他議会の事例を学ぶ機会とした。</li> <li>総務・産業建設常任委員会協議会で岩倉市自転車活用推進計画について説明を受けた(令和7年7月28日)。</li> <li>厚生・文教常任委員会協議会で岩倉市子ども未来応援計画について説明を受けた(令和7年6月18日)。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会と大学の連携について研究する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通救命講習を受講した(令和6年4月15日)。</li> <li>議員向けハラスメント研修を行った(令和6年5月24日、動画視聴)。</li> <li>岩倉市自転車活用推進計画の検討状況について総務・産業建設常任委員会協議会にて説明を受けた。(令和6年9月12日)(第4条第3号再掲)</li> <li>第3期岩倉市国民健康保険データヘルズ計画及び第4期特定健康診査等実施計画について厚生・文教常任委員会協議会にて説明を受けた。(令和6年9月13日)(第4条第3号再掲)</li> <li>福井県大野市にて議会改革について研修を行った。</li> <li>議会主催で講演会を開催した(テーマ:学校と地域の未来を考える～教育を取り巻く現状から～、講師:野木森広氏、開催日:令和7年2月11日)。</li> <li>議会改革をテーマとした他市町議会からの視察(計22市町)に3班に分けた議員で対応した。視察に来庁した他市町議会から取組内容等を積極的に聞き取り、他議会の事例を学ぶ機会とした。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員向けコンプライアンス研修を行った(令和5年7月20日、動画視聴)。</li> <li>尾北五市議会議員合同研修に参加した(令和5年11月8日、江南市)。</li> <li>議会主催で講演会を開催した(テーマ:関東大震災から生まれた東京と名古屋～帝都復興事業に学ぶ行政の役割～、講師:武村雅之氏、開催日:令和6年1月20日)。</li> <li>議会改革をテーマとした他市町議会からの視察(計21市町)に3班に分けた議員で対応した。視察に来庁した他市町議会から取組内容等を積極的に聞き取り、他議会の事例を学ぶ機会とした。</li> <li>住民投票条例について勉強会を行った(令和6年2月9日)。(第4条第3号再掲)</li> </ul>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
<b>第7条 (議会図書室の充実)</b>						
	<p>議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。</li> <li>・議員に議会費で購入してほしい図書を募った。</li> <li>・「現行日本法規」を廃棄し空きスペースを確保した。</li> <li>・官報と愛知県公報のデジタル化へ対応するため、学校で使用しなくなったタブレットを譲り受けることとした。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化について研究する。</li> <li>・「現行日本法規」の廃棄による空きスペースの有効活用について検討する。</li> <li>・市民及び議会サポーターの議会図書室の利用について課題を整理する。</li> <li>・岩倉市議会図書室規程の見直しの必要性について研究する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。</li> <li>・議員に議会費で購入してほしい図書を募った。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。</li> <li>・議員に議会費で購入してほしい図書を募った。</li> </ul>
<b>第8条 (会派)</b>						
1	<p>議員は、会派を結成することができる。</p>		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会派が3つとなり、会派に属さない議員が5人となった。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改選後、4つの会派ができた。会派に属さない議員が3人となった。</li> </ul>
2	<p>会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各議員が研修等に参加した(対面研修15回)。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各議員が研修等に参加した(対面研修20回、オンライン5回)。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各議員が研修等に参加した(オンライン研修1回、対面研修16回)。</li> </ul>
<b>第9条 (政務活動費の執行及び公開)</b>						
	<p>会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第33号)を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会派及び会派に属さない議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(過去5年分)。</li> <li>・収支報告書と領収書、研修報告書をホームページ上でリンクさせている。</li> <li>・収支報告書を会派別に掲載し、見やすくしている。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の後払いについて研究する。(第4条第1号再掲)</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支報告書と領収書をホームページ上でリンクさせている。</li> <li>・各会派及び会派に属さない議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(過去5年分)。</li> <li>・収支報告書を会派別に掲載し、見やすくしている。</li> <li>・収支報告書と研修報告書をホームページ上でリンクしている。</li> <li>・デジタル書籍を政務活動費で支出できるようにした。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支報告書と領収書をホームページ上でリンクさせている。</li> <li>・各会派及び会派に属さない議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(過去5年分)。</li> <li>・収支報告書を会派別に掲載し、見やすくした。</li> <li>・収支報告書と研修報告書をホームページ上でリンクした。</li> </ul>
<b>第10条 (市民参加及び市民との連携)</b>						
1	<p>議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。</p>		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の会議録を早急に公開する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回会議までに会議録を概ね作成することができた。</li> </ul>
2	<p>議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考人制度及び公聴会制度を活用する発議がなかった。</li> </ul>		<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
3	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに一部採択及び趣旨採択を活用し適切に扱った。</li> <li>請願において提案者による意見陳述の機会を設けた。(9月:第3号、第4号、第5号)</li> <li>岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱の運用を確認し、実施した。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに一部採択を活用し適切に扱った。</li> <li>請願において提案者による意見陳述の機会を設けた。(6月:第1号、第2号、9月:第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、12月:第10号、3月:1号)</li> <li>12月定例会に提出された請願について県内の動向を確認した後、国へ3月定例会で意見書を提出した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに一部採択を活用し適切に扱った。</li> <li>請願において提案者による意見陳述の機会を設けた。(6月:第1号、9月:第2号、第3号)</li> <li>陳情の意見陳述の機会を設けた(9月:第13号、3月:第3号)。</li> </ul>
4	議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>8期目の議会サポーター制度を実施した。</li> <li>無作為抽出11人、継続者14人による計25人を議会サポーター8期目として委嘱した。</li> <li>議会サポーターから3件の「議会サポーターの声」をいただいた。回答が必要なものについては議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答した。</li> <li>議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績:対面5回、オンライン3回)(第4条第2号再掲)。</li> <li>議会サポーター無作為抽出時の若年層割合を増やした。</li> <li>議会サポーター説明会にて分かりやすい説明資料を提供した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会サポーターへのタブレット貸し出しも含む資料提供について検討する。</li> <li>議会サポーターの声に対する回答期限について要綱改正も含めて検討する。</li> <li>議会サポーターの選出方法(無作為抽出及び公募)について検討する。</li> <li>サポーターの意見について対応できた項目は意見交換会で報告していく。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7期目の議会サポーター制度を実施した。</li> <li>無作為抽出14人、継続者11人による計25人を議会サポーター7期目として委嘱した。</li> <li>議会サポーターから9件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。</li> <li>議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績:対面5回、オンライン3回)(第4条第2号再掲)。</li> <li>議会サポーター無作為抽出時の若年層割合を増やした。</li> <li>「岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱」を改正し、定員規定を削除した。(第4条第3号再掲)</li> <li>議会サポーター説明会にて分かりやすい説明資料を提供した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6期目の議会サポーター制度を実施した。</li> <li>無作為抽出16人、継続者8人による計24人を議会サポーター6期目として委嘱した。</li> <li>議会サポーターから7件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。</li> <li>議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績:対面5回、オンライン3回)(第4条第2号再掲)。</li> <li>議会サポーターの任期、定員及び年齢上限について協議した。</li> </ul>
5	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいトークを11回開催した。(議会サポーター対面5回・オンライン3回、商工会2回、議会報告会1回)(第4条第2号再掲)</li> <li>議会報告会に関しては、9月定例会後に「決算の現状と今後に向けて」をテーマに行った(第4条第2号再掲)。</li> <li>岩倉中学校3年生社会科授業(令和7年9月26日)、五条川小学校「ときめき未来寄合」(令和7年10月23日)、岩倉北小学校3年生における主権者教育(令和7年11月28日)に参加し、児童・生徒と意見交換を行った。</li> <li>小中学校の児童生徒との意見交換をもとに議員が一般質問を行った。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会と大学の連携について研究する。(第6条再掲)</li> <li>引き続き小中学生及び高校生との意見交換会等について検討する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいトークを11回開催した。(議会サポーター対面5回・オンライン3回、市民活動団体1回、議会報告会2回)(第4条第2号再掲)</li> <li>議会報告会に関しては、9月定例会後に前年度決算、3月定例会前に新年度予算への意見を求めるために行った。(第4条第2号再掲)</li> <li>五条川小学校の児童と意見交換を行った。(令和6年10月24日)</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいトークを12回開催した。(議会サポーター対面5回・オンライン3回、若者1回、市民活動団体1回、商工会1回、議会報告会1回)(第4条第2号再掲)</li> <li>新年度予算への意見を求めるために、3月定例会前に議会報告会を行った。(第4条第2号再掲)</li> </ul>
第11条 (広報広聴機能の充実)						
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行っている。(第4条第1号再掲)</li> <li>本会議のライブ配信を年間を通して行った。(第4条第1号再掲)</li> <li>議会関連の要綱をホームページ上に公開している。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会のライブ配信について研究する(第4条第1号再掲)。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行っている(第4条第1号再掲)。</li> <li>3月定例会から庁内向けに限らず本会議のライブ配信を試行的に行った。(第4条第1号再掲)</li> <li>議会関連の要綱をホームページ上に公開している。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次回会議までに会議録を概ね作成することができた(第10条第1項再掲)。</li> <li>本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った(第4条第1号再掲)。</li> <li>議会関連の要綱をホームページ上に公開している。</li> </ul>

議会基本条例	令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
<p>2</p> <p>議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8期目の議会サポーター制度を実施した。(第10条第4号再掲)</li> <li>・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行っている。(第4条第1号再掲)</li> <li>・本会議のライブ配信を年間を通して行った。(第4条第1号再掲)</li> <li>・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。</li> <li>・議会サポーターに議会だよりについてのアンケートを行い、16件の回答があった。</li> <li>・ホームページ上に議会だよりアンケートを常設している。</li> <li>・議会だよりの一般質問のページに掲載内容の見出しをつけている。また、答弁者の役職名を掲載した。</li> <li>・議会だよりに議会サポーターのコーナーを設けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSを利用した広報の具体化について執行機関と協議していく。</li> <li>・意見交換会における対面とオンラインの併用等、広聴のあり方について検討する。</li> <li>・議会だよりの改善を図る(子ども向けページの作成、市民参加のページ、写真の掲載等)。</li> <li>・字幕付き録画配信について研究する。</li> <li>・議会だより音声版について検討する。</li> <li>・議会だよりについてのアンケート結果により改善を図る。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7期目の議会サポーター制度を実施した(第10条第4号再掲)。</li> <li>・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行っている(第4条第1号再掲)。</li> <li>・3月定例会にて本会議のライブ配信を試行的に行った。(第4条第1号再掲)</li> <li>・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。</li> <li>・議会サポーターへ録画配信についてのアンケートを行った。</li> <li>・ホームページ上に議会だよりアンケートを常設している。</li> <li>・議会だよりの一般質問のページに掲載内容の見出しをつけた。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6期目の議会サポーター制度を実施した(第10条第4号再掲)。</li> <li>・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った(第4条第1号再掲)。</li> <li>・本会議のライブ配信を試行的に行った(第4条第1号再掲)。</li> <li>・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。</li> <li>・議会サポーターへ議会だよりについてのアンケートを行った。</li> <li>・ホームページ上に議会だよりアンケートを常設した。</li> </ul>
<p>第12条 (議会と市長等との関係)議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p>					
<p>(1)</p> <p>議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答方式で行うものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>		<p>・一問一答方式を徹底する。</p>	<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
<p>(2)</p> <p>議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>	<p>・反問はなかった。</p>		<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月定例会及び3月定例会にて反問を行った。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市議会反問の実施に関する要綱を制定した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・12月定例会及び3月定例会にて反問を行った。</li> </ul>
<p>(3)</p> <p>議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>	<p>・文書質問はなかった。</p>		<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2名の議員が文書質問を行った。(2回)</li> </ul>
<p>(4)</p> <p>市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
<p>第13条 (議会審議における論点情報の形成)</p>					
<p>議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯</li> <li>(2) 政策効果等</li> <li>(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討</li> <li>(4) 市民参加の実施の有無とその内容</li> <li>(5) 総合計画との整合性</li> <li>(6) 財源措置</li> </ol>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
<p>第14条 (予算及び決算における政策説明資料の作成)</p>					
<p>議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>		<p>・タブレット端末活用における資料のあり方について検討する。</p>	<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第15条 (資料の提出その他の協力)						
	<p>議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関に対し、文書にて9回の資料要求を行った。</li> <li>・決算における証書類審査の実施方法を変更した。(申請フォーマットの変更、タブレット使用を委員会室のみにした。)</li> <li>・総務・産業建設常任委員会協議会で岩倉市自転車活用推進計画について説明を受けた(令和7年7月28日)(第6条再掲)。</li> <li>・厚生・文教常任委員会協議会で岩倉市子ども未来応援計画について説明を受けた(令和7年6月18日)(第6条再掲)。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関に対し、文書にて15回の資料要求を行った。</li> <li>・資料要求書の書式を見直した(希望日の削除及び所管課の追加)。</li> <li>・決算における証書類審査の実施方法を変更した。</li> <li>・岩倉市自転車活用推進計画の検討状況について総務・産業建設常任委員会協議会にて説明を受けた。(令和6年9月12日)(第4条第3号再掲)</li> <li>・第3期岩倉市国民健康保険データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画について厚生・文教常任委員会協議会にて説明を受けた。(令和6年9月13日)(第4条第3号再掲)</li> <li>・執行機関に対し、計画一覧の提出を求めた。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関に対し、文書にて20回の資料要求を行った。</li> </ul>
第16条 (法第96条第2項の議決事件)						
	<p>法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しに係る審査特別委員会を設置し、議案の審議を行った。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
第17条 (運営の原則)						
1	<p>議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8期目の議会サポーター制度を実施した。(第10条第4号再掲)</li> <li>・議会サポーターから3件の「議会サポーターの声」をいただいた。回答が必要なものについては議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答した。(第10条第4号再掲)</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された。(第10条第4号再掲)</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された。(第10条第4号再掲)</li> </ul>
2	<p>議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット及びグループウェアを導入し、4回の研修を行ったうえで、9月定例会から運用を開始した。</li> <li>・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェアを活用した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>・タブレットの運用における課題の整理を行う。</p>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェアを活用した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェアを活用した。</li> </ul>
3	<p>議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会において委員間討議を行った(9月定例会厚生・文教常任委員会、12月定例会第5次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しに係る審査特別委員会)。(第5条第1号再掲)</li> <li>・総務・産業建設常任委員会と厚生・文教常任委員会の連合審査会で議案を審査した(令和8年3月定例会)。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>・本会議における議員間討議のあり方について検討する。(第5条1号再掲)</p>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会において委員間討議を行った(6月定例会厚生・文教常任委員会、9月定例会厚生・文教常任委員会、12月定例会総務・産業建設常任委員会及び厚生・文教常任委員会)。(第5条第1号再掲)</li> <li>・請願審議の際、委員外議員(紹介議員)が発言する場を設けた(3月定例会総務・産業建設常任委員会)。(第5条第1号再掲)</li> </ul> <p>【令和5年度】</p>
4	<p>議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。</p>		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>・常任委員会委員の複数年任期について検討する。</p>	<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生・文教常任委員会が、子育て支援策について代表質問を行った。その際、委員会内で内容を協議する場も設けた。協議にLINEも活用した。</li> </ul>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市議会基本条例の改正を検討した。</li> <li>・Web会議ツール有償版を用いて議会サポーターとのふれあいトークを行った。</li> <li>・岩倉市議会BCPを改訂した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・標準市議会傍聴規則の改正を機に、岩倉市議会傍聴規則の改正を検討した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会情報通信機器使用基準を策定した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会情報セキュリティポリシーを改正した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会電子情報システムの管理及び運営に関する規程の改正を検討した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会情報通信機器使用基準等の策定に伴い議場内でのパソコン等の使用に係る申告事項は廃止した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・議会基本条例推進協議会では3つのチーム(基本条例・ICT・市民参加)を編成し、課題の検討を行った。</li> <li>・議案等に含まれる個人情報の取扱いについて検討した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・意見書等について、字句等の訂正を提案する場合の議事運用の例を確認した。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web会議ツール有償版のさらなる活用について検討する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web会議ツール有償版を用いて議会サポーターとのふれあいトークを行った。</li> <li>・岩倉市議会BCPの改正について協議した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・議会基本条例を検証し改正した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例を改正した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を改正した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱を改正した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・「岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱」を改正し、定員規定を削除した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・議会基本条例推進協議会では3つのチーム(ICT・市民参加・災害対応)を編成し、課題の検討を行った。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web会議ツール有償版を用いて議会サポーターとのふれあいトークを行った。</li> <li>・岩倉市議会会議規則の改正について協議した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会委員会条例の改正について協議した(市の組織機構改革に伴う所管事項については改正した)。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱の改正について協議した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・委員会代表質問の申告事項を改正した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・岩倉市議会反問の実施に関する要綱を制定した。(第4条第3号再掲)</li> <li>・住民投票条例について勉強会を行った。(第4条第3号再掲)</li> </ul>
第18条 (議員定数)						
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとする。基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例(平成14年岩倉市条例第18号)により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
第19条 (議員報酬)						
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとする。基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成3年岩倉市条例第8号)により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
第20条 (議長及び副議長)						
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第21条 (委員会の運営)						
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	<p>(総務・産業建設常任委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県相模原市の「シビックプライドの醸成」について行政調査を行った。</li> <li>・埼玉県宮代町の「農」あるまちづくりについて行政調査を行った。</li> <li>・茨城県境町の「国内初自動運転の取組」について行政調査を行った。</li> <li>・静岡県長泉町の「カスタマーハラスメント防止」について行政調査を行った。</li> </ul> <p>(厚生・文教常任委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都荒川区の「荒川区民総幸福度(GAH)」及び「中学校防災部」について行政調査を行った。</li> <li>・東京都八王子市の『市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策(2023年度～2027年度)「つながるプラン」』及び「夏休み期間中の放課後児童クラブへの給食の提供」について行政調査を行った。</li> <li>・岡山県総社市の「教育特区の英語教育」について行政調査を行った。</li> <li>・兵庫県相生市の『相生市「11の鍵」』について行政調査を行った。</li> <li>・愛知県名古屋市の「インクルーシブ保育に関する取組」について行政調査を行った。</li> </ul> <p>・常任委員会で行った行政調査をもとに議員が一般質問を行った。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>・常任委員会委員の複数年任期について検討する。(第17条第4項再掲)</p>	<p>【令和6年度】 (総務・産業建設常任委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県石巻市の「コミュニティを核とした持続可能な地域社会の構築」について行政調査を行った。</li> <li>・宮城県女川町の「公民連携による賑わいのあるまちづくり」について行政調査を行った。</li> </ul> <p>(厚生・文教常任委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県岩沼市の「子ども第三の居場所いわぬまきち」について行政調査を行った。</li> <li>・東京都練馬区の「防災カレッジ事業」及び「認知症支援事業」について行政調査を行った。</li> <li>・大阪府豊中市の「図書館で一時保育～ほっと一息 私の時間～」について行政調査を行った。</li> <li>・大阪府泉大津市の「あしゆびプロジェクト」「アビリティ支援プログラム」及び「マタニティ応援プロジェクト～妊婦に金芽米をプレゼント～」について行政調査を行った。</li> </ul> <p>【令和5年度】 (総務・産業建設常任委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都柏江市の「主権者教育」「水害に備えた排水ポンプ車運用訓練の実施及び消防団活動のPR事業」について行政調査を行った。</li> <li>・群馬県高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」及び「高齢者ごみ出しSOS」について行政調査を行った。</li> <li>・静岡県焼津市の「商店街チャレンジショップ」及び「中心市街地空き店舗等改修事業」について行政調査を行った。</li> <li>・静岡県三島市の「自主防災活動マニュアル」及び「パパとママのための防災教室」について行政調査を行った。</li> </ul> <p>(厚生・文教常任委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県座間市の「妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援」について行政調査を行った。</li> <li>・神奈川県大和市の「不登校特例校分教室」について行政調査を行った。</li> <li>・千葉県鎌ヶ谷市の「放課後児童健全育成事業」について行政調査を行った。</li> <li>・千葉県野田市の「子ども未来教室」及び「Google for Educationパートナーシップへの参加」について行政調査を行った。</li> <li>・子育て支援策について代表質問を行った。(第17条第4項 再掲)</li> </ul>
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】 ・財務常任委員会は、議会報告会で市民から頂いた意見・質問等を委員会質疑に反映した。(第4条第2号再掲)</p> <p>【令和5年度】 ・財務常任委員会は、2月の議会報告会で市民から頂いた意見・質問等を委員会質疑に反映した。(第4条第2号再掲)</p>
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。	<p>・総務・産業建設常任委員会がふれあいトーク(商工会女性部と意見交換会)を行った。</p>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>・各常任委員会が政策提言に向け必要な団体等と意見交換を行う。</p>	<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
第22条 (代表質問、委員会代表質問及び一般質問)						
1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。	<p>・3会派全ての代表者が代表質問を行った。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和6年度】 ・3会派全ての代表者が代表質問を行った。</p> <p>【令和5年度】 ・4会派全ての代表者が代表質問を行った。</p>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)		・委員会代表質問後における執行機関側の対応について、検証、精査、周知を行う。	【令和6年度】 【令和5年度】 ・12月定例会において、厚生・文教常任委員会が委員会代表質問を実施した。(第17条3項再掲)
3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずね、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	・4回の定例会で延べ50名の議員が一般質問を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】 ・4回の定例会で延べ50名の議員が一般質問を行った。 【令和5年度】 ・4回の定例会で延べ47名の議員が一般質問を行った。
第23条 (議会事務局の機能)						
1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うものとする。	・タブレットの導入にあたり、仕様や運用方法について近隣市議会の状況を調査した。 ・本会議の字幕配信システムについて調査した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】 ・タブレットの導入にあたり、仕様や運用方法について近隣市議会の状況を調査した。 ・本会議の字幕システムについて近隣市議会の状況を調査した。 ・「岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例」及び「岩倉市議会の個人情報に関する条例施行規程」の改正に当たり全国市議会議長会への確認、近隣市議会の状況について調査した。 【令和5年度】 ・令和6年2月16日付で全国市議会議長会から通知があった「令和5年度地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正」に伴う会議規則及び委員会条例の改正について、全国市議会議長会への確認及び県内市議会の状況を調査した。 ・「市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」について近隣市議会の状況を調査した。
2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・議会事務局職員の増員及び議会事務局長を部長級にすることについて今後も継続して要望していく。	【令和6年度】 ・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。 【令和5年度】 ・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。
3	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。	・議会事務局職員人事に関し、市長と協議した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】 ・議会事務局職員人事に関し、市長と協議した。 【令和5年度】 ・議会事務局職員人事に関し、市長と協議した。

議会基本条例	令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
<p>4 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議のライブ配信を年間を通して行った。(第4条第1号再掲)</li> <li>・議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、各議員に研修等の情報提供を行った。</li> <li>・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。</li> <li>・定例会において職員の担当業務を交代する日を受け、有事の際に対応できるよう議会事務局内の体制強化に努めた。</li> <li>・一般質問予定表及び代表質問予定表を作成し、傍聴者配布及びホームページ掲載を行っている。(第4条第4号再掲)</li> <li>・代表質問の際、演壇に会派名、議員名の札を設置した。(第4条第4号再掲)</li> <li>・会期(案)をホームページにも掲載するようにした。(第4条第4号再掲)</li> <li>・請願の処理の経過及び結果をホームページに掲載した。(第4条第2号再掲)</li> <li>・議会のペーパーレス化、DXの推進を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の会議録を早急に公開する。(第10条第1項再掲)</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月定例会から庁内向けに限らず本会議のライブ配信を試行的に行った。(第4条第1号再掲)</li> <li>・議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、各議員に研修等の情報提供を行った。</li> <li>・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。</li> <li>・定例会において職員の担当業務を交代する日を受け、有事の際に対応できるよう議会事務局内の体制強化に努めた。</li> <li>・一般質問予定表及び代表質問予定表を作成し、傍聴者配布及びホームページ掲載を行っている。(第4条第4号再掲)</li> <li>・一般質問の際、質問者の氏名が分かるよう質問席に議員名札を設置した。(第4条第4号再掲)</li> <li>・一般質問の質問者撮影の画角を見直した。(第4条第4号再掲)</li> <li>・本会議の録画配信に目次をつけて閲覧しやすくした。(第4条第4号再掲)</li> <li>・本会議の録画配信の画質を改善した。(第4条第4号再掲)</li> <li>・一般質問に使用した補足説明資料をホームページで公開することとした。(3月定例会)(第4条第4号再掲)</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内向け本会議生配信について提案し、テスト配信を行った。(3月定例会)(第4条第1号再掲)</li> <li>・議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、第一法規の提供する無料の「コンプライアンス研修」について情報提供し、議会として受講した。また、各議員に研修等の情報提供を行った。</li> <li>・委員会室のマイクシステムを更新し、環境整備を行った。(第4条第1号再掲)</li> <li>・傍聴席及び議会事務局に傍聴者用ヘルメットを設置した。</li> <li>・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。</li> <li>・定例会において職員の担当業務を交代する日を受け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。</li> </ul>
<p>第24条 (災害対応)</p>					
<p>1 議会は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、岩倉市災害対策本部と共に防災活動を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市防災訓練に参加し、訓練を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の総合防災訓練の内容について情報共有する。</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
<p>2 議長は、岩倉市災害対策本部が設置された場合で協力又は支援を行う必要があると認めるときは、岩倉市議会業務継続計画に基づく岩倉市議会災害等対策支援本部を設置することができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>			<p>【令和6年度】</p> <p>【令和5年度】</p>
<p>3 議会は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに岩倉市災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>			<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループウェアを活用し市の災害情報を共有した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループウェアを活用し市の災害情報を共有した。</li> <li>・傍聴席及び議会事務局に傍聴者用ヘルメットを設置した。(23条4項再掲)</li> </ul>
<p>4 議会及び議員は、災害対策、人命救助等に関する各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。</li> <li>・議会BCPのフローチャートを議会会派室等に掲示した。</li> <li>・防災士の資格取得について、議員間で情報共有した結果、1名取得した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>概ね達成</li> <li><input type="checkbox"/>一部達成</li> <li><input type="checkbox"/>未達成</li> <li><input type="checkbox"/>その他(対象外)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の議会BCP訓練を徹底する。(災害伝言ダイヤル活用訓練)</li> </ul>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通救命講習を受講した。(令和6年4月15日)(第6条再掲)</li> <li>・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。</li> <li>・岩倉市議会BCP実施訓練(災害用伝言ダイヤル、参集及び市議会災害等対策支援本部会議)を行った。(令和6年8月30日)</li> <li>・防災士の資格取得について議員間で情報共有した。</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。</li> <li>・グループウェアを活用した災害時連絡の訓練を行った。</li> <li>・議会主催で講演会を開催した(テーマ:関東大震災から生まれた東京と名古屋～帝都復興事業に学ぶ行政の役割～、講師:武村雅之氏、開催日:令和6年1月20日)。(第6条再掲)</li> </ul>

議会基本条例		令和7年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
5	議会は、災害が発生した場合においては、市民の生活基盤の整備、市民生活の回復に必要な予算を迅速に議決するなど、災害からの復旧及び復興に向けた役割を果たすよう努めなければならない。	・岩倉市議会BCPを改訂した。(第4条第3号再掲)	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】 ・岩倉市議会BCPの改正について協議した。(第4条第3号再掲)  【令和5年度】
第25条 (議員の政治倫理)						
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】 ・議員向けハラスメント研修を行った(令和6年5月24日、動画視聴)。(第6条再掲)  【令和5年度】 ・議員向けコンプライアンス研修を行った(令和5年7月20日、動画視聴)(第6条再掲)
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】  【令和5年度】
第26条 (他の条例等との関係)						
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】  【令和5年度】
第27条 (検証及び見直し)						
1	議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和8年4月7日、4月8日及び4月9日に検証を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・第三者評価について研究する。	【令和6年度】 ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和7年4月3日、4月7日及び4月10日に検証を行った。  【令和5年度】 ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和6年3月28日、4月4日及び4月10日に検証を行った。
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】  【令和5年度】
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	・岩倉市議会基本条例の改正を検討した。(第17条第5項再掲)	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和6年度】 ・議会基本条例(定義・災害対応)を検証し改正した。(第4条第3号再掲)  【令和5年度】

◎ 特記事項

・次期議会基本条例推進協議会において、議会基本条例検証特別委員会で「課題、今後の取組等」に挙げた項目について再度検討を行い順次取組むこと。